

平成29年11月27日

第11回

須崎市農業委員会総会 議事録

| | 会 長 | 事務局長 | 次 長 | 係 |
|-----|-----|------|-----|---|
| 仰 裁 | | | | |

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 平成29年11月27日(月)午後2時00分

3. 出席委員 14名

4. 欠席委員 2名

5. 出席職員 事務局他2名

6. 議 案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 農用地利用集積計画について

7. その他

| | |
|-------|---|
| 開会宣言 | <p>国広次長</p> <p>只今から平成 29 年第 11 回農業委員会総会を開催いたします。本日は 1 番森田委員さんと 6 番岡崎委員さんが欠席との連絡がありましたのでお知らせをしておきます。</p> |
| 開会挨拶 | <p>市川会長</p> <p>本日は第 11 回の総会でございます。議案は第 5 号までです慎重な審議をお願いします。</p> |
| 議事録署名 | <p>本日の議事録署名人は 4 番横山委員、5 番森光委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」多数</p> |
| 議案説明 | <p>国広次長</p> <p>事務局より議案説明に入る前に、議案第 4 号は平成 29 年 11 月 22 日に取り消し願が提出されましたのでお知らせします。</p> <p>国広次長</p> <p>議案第 1 号非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 11 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○1 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 297 m² 合計 297 m²</p> <p>番号 1 申請人 住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市神田字清重 187 番 土地の表示 地目 畑 面積 297 m² 事由 申請地は昭和 55 年月日不詳頃より駐車場・庭・物置敷地となっている。 確認委員 中西 修</p> |
| 委員説明 | <p>3 番中西委員</p> <p>現地確認の結果、庭等になっており農地とは認められず問題はありません。</p> |
| 審 議 | <p>市川会長</p> <p>この件について、何か質問はありませんか。 なければどなたか意見ををお願いします。</p> |
| 意 見 | <p>5 番 森光委員</p> <p>原案承認。</p> |
| 採 決 | <p>市川会長</p> <p>原案承認ということですが、これにご異議ございませんか。 「異議なし」多数。</p> <p>異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することに決定します。</p> |
| 議案説明 | <p>国広次長</p> |

議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 11 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。

記

(1)申請者 住所 ○○○○○○○○

氏名及び件数 ○○ ○○ 他 1 件

(2)申請受理面積 田 2,298 m² 畑 5028.39 m² 計 7,326.39 m²

番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○

譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の所在地 須崎市神田字張城 212 番 1

土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 367 m²

土地の所在地 須崎市神田字コザイケ 3622 番

土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 58 m²

事由 売買 耕作面積 ○a 稼動力 ○/○

番号 2 申請人 貸人 地区 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○

借人 地区 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の所在地 須崎市下分字ヲヽバサ甲 2406 番

土地の表示 地目 台帳 山林 現況 畑
面積 1,289 m²のうち 297.75 m²

土地の所在地 須崎市下分字ヲヽバサ甲 1704 番

土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 135 m²

土地の所在地 須崎市下分字口白髪甲 967 番

土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 343 m²

土地の所在地 須崎市下分字新田甲 1291 番 2

土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 1,106 m²

土地の所在地 須崎市下分字末弘甲 1423 番 3

土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑
面積 1,601 m²の内 1,559.32 m²

土地の所在地 須崎市下分字末弘甲 1424 番 1

土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑
面積 719 m²の内 677.32 m²

土地の所在地 須崎市下分字谷添甲 1030 番イ

土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 135 m²

土地の所在地 須崎市下分字谷添甲 1030 番ロ

土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 350 m²

土地の所在地 須崎市下分字芝崎甲 1618 番

| | |
|------|---|
| | <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 568 m² 土地の所在地 須崎市下分字ヒシイケ甲 3081 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1,730 m² 事由 使用貸借権の設定 耕作面積 ○a 稼動力 ○/○</p> <p>以上です。</p> |
| 補足説明 | <p>農林水産課 中西係長</p> <p>引き続きまして、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせまして順番に確認していきます。</p> <p>1 番、第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号農業生産法人以外の法人・第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸にも該当しません。</p> <p>第 7 号地域調和ですが、権利取得後は露地野菜を作る予定であり、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>2 番、第 1 号全部効率利用。借受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号農業生産法人以外の法人・第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸にも該当しません。</p> <p>第 7 号地域調和ですが、この使用貸借権の設定は親子です。農業者年金の関係での親子間の使用貸借ですが、近く契約が切れるので再設定するものです。同一世帯内での使用貸借であり、農業形態に変更はありません。本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上です。</p> |
| 委員説明 | <p>3 番中西委員</p> <p>1 番ですが、なにも問題ありません。</p> <p>4 番横山委員</p> <p>2 番も問題ありません。</p> |
| 審 議 | <p>市川会長</p> <p>この件について、何か質問はありませんか。 なければどなたか意見ををお願いします。</p> |
| 意 見 | <p>14 番 中平委員</p> <p>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について意見を述べさせていた</p> |

| | |
|------|---|
| 採 決 | <p>できます。申請者の〇〇 〇〇さん他 1 件ですが、いずれも問題ないということで、許可を与えたいと思います。</p> <p>市川会長</p> <p>別の問題ないから許可を与えるということですが、これにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」多数。</p> <p>異議がないようでございますので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、別に問題もないと言う事でございますので、原案どおり許可を与えることと決定致します。</p> |
| 議案説明 | <p>国広次長</p> <p>議案 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 4 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 11 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名及び件数 〇〇 〇〇 他 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 11.49 m² 畑 23 m² 計 34.49 m²</p> <p>番号 1 申請人 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 土地の所在地 須崎市安和字シノベ 85 番 1 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 403 m²の内 11.49 m² 種別 2 事由 墓地</p> <p>位置図と土地利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p> <p>番号 2 申請人 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 土地の所在地 須崎市池ノ内字松崎 1426 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 23 m² 種別 1 事由 墓地</p> <p>位置図と土地利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p> <p>以上です。</p> |
| 補足説明 | <p>農林水産課 中西係長</p> <p>補足説明をしていきます。</p> <p>1 番です。農地の区分と転用の目的ですが、申請地は、その他の農地で、第 2 種農地です。現在の墓地に通じる道は狭く、危険を伴い今後のことを考えて便利で安全な申請地に納骨堂を建設するもので、他に代替すべき土地はなく、農地の区分と転用目的は、問題はないものと考えます。資力及び信用ですが、土地整地費〇〇万円、納骨堂建設費〇〇万円、合計〇〇万円を自己資金での整備計画あり、問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、工期は許可日から平成 30 年 3 月 31 日となっており、確実性には、特に問題はないものと考えます。計画面積の妥当性ですが、</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>整備面積 11.49 m²は事業計画書、土地利用計画等により必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は傾斜により周辺の自己所有地に自然浸透で、周辺農地は自己所有地と山林であり、支障はないものと考えます。</p> <p>2番です。申請地は第1種農地であるが、土地改良時より土地非農用地として設定されており、農地法施行規則第37条第5号による非農用地区域に該当するものと認められる。また、申請地は自宅から近く墓参しやすく、今後のことを考えて申請地に墓地納骨堂を新設するもので、他に代替すべき土地はなく、農地の区分と転用目的は、問題はないものと考えます。資力及び信用ですが、納骨堂建設費〇〇万円は自己資金での整備計画であり、特に問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、工期は許可日から平成30年3月31日までとなっており、確実性には特に問題はないものと考えます。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込ですが、進入路の北側農道と南側農道との連絡通路については、自由に通行できる旨須崎市農林水産課に確認しており問題はないものと考えます。計画面積の妥当性ですが、墓地納骨堂建設スペースとして転用面積23 m²は、事業計画書、土地利用計画により必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は自然浸透で、余水は隣接地の水路に排水。周辺農地については、北側に農道を挟んで田(1427番)、西側は畑(648番)、他の周囲には農地はなく、同意も得ており支障はないものと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>委員説明 11番山崎(厚)委員 この件は、別に問題ないと思います。</p> <p>審議 15番山崎(敏)委員 第1種農地ですが、問題はありません。</p> <p>意見 市川会長 この件について、何か質問はありませんか。 なければどなたか意見ををお願いします。</p> <p>採決 8番 藤田委員 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の審議について意見を申し上げたいと思います。今回は〇〇 〇〇さん他1件でございますが、先ほど審議いたしました結果、別に問題もありませんので、至当の意見を付け進達を諮りたいと思います。</p> <p>市川会長 別に問題もないということでございますので、1番は至当の意見を付けて進達をという事で、2番はネットワーク機構の方へ諮問し、許可相当と答申があれば、県の方に至当の意見を付けて進達をという事でございますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」多数。</p> <p>ご異議ないようでございますので議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の審議についてでございますが、至当の意見を付して進達する事と決定致します。</p> |
|--|--|

| | |
|------|---|
| 議案説明 | <p>国広次長</p> <p>冒頭で説明したとおり、平成 29 年 11 月 22 日に〇〇 〇〇さん本人から取り消し願いが提出されましたので、受理し議案内容を変更します。</p> |
| 採 決 | <p>市川会長</p> <p>この件について事務局より説明があったとおり取り消し願いを受理し議案変更ということですのでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」 多数</p> <p>異議がないようですので、議案内容を変更し議案第 4 号は取り消しいたします。</p> |
| 議案説明 | <p>国広次長</p> <p>議案第 5 号農用地利用集積計画について（諮問）、上記の事について、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 11 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> |
| 補足説明 | <p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>それでは別冊について読み上げて説明させていただきます。農用地利用集積計画書（案）平成 29 年度第 6 号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成 29 年 11 月 27 日須崎市長楠瀬耕作。次のページをお願い致します。利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表になります。</p> <p>整理番号 29-20</p> <p>利用権設定等を受ける者 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p> <p style="padding-left: 100px;">農作業従事日数 365 日</p> <p style="padding-left: 100px;">経営耕地面積 農地 1,601 m²</p> <p style="padding-left: 100px;">利用権設定等面積 農地 975 m² 合計 農地 2,576 m²</p> <p>利用権設定等申出書</p> <p>利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 生年月日 昭和〇年〇月〇日</p> <p>利用権の設定をする者 〇〇 〇〇 生年月日 昭和〇年〇月〇日</p> <p>聴取確認欄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.通作距離 1 km未満 2.権利の種類 賃借権設定（通年） 3.借受人の分類 個人 その他 4.貸付人の分類 個人 5.中核農家の該当の有無 有 6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望 7.経営規模 借人 0.3ha 未満 貸人 0.3～0.5ha 未満 8.経営改善計画の認定の有無 有 <p>利用権を設定する土地 所在 多ノ郷字中川甲 989 番 1</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>現況地目 田 面積 975 m²</p> <p>設定する利用権 内容 ミョウガ</p> <p>期間 平成 29 年 12 月 1 日～平成 39 年 11 月 30 日 10 年間</p> <p>借賃 〇〇〇〇円</p> <p>借賃の支払方法 〇〇〇〇</p> <p>利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借</p> |
| | <p>整理番号 29-21</p> <p>利用権設定等を受ける者 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>農作業従事日数 320 日</p> <p>経営耕地面積 農地 11,523.72 m²</p> <p>利用権設定等面積 農地 707 m²</p> <p>合計 農地 12,230.72 m²</p> |
| | <p>利用権設定等申出書</p> <p>利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 生年月日 昭和〇年〇月〇日</p> <p>利用権の設定をする者 〇〇 〇〇 生年月日 昭和〇年〇月〇日</p> <p>聴取確認欄</p> <p>1.通作距離 1 km未満</p> <p>2.権利の種類 賃借権設定（通年）</p> <p>3.借受人の分類 個人 世帯員</p> <p>4.貸付人の分類 個人</p> <p>5.中核農家の該当の有無 有</p> <p>6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望</p> <p>7.経営規模 借人 1.0～1.5ha 貸人 0.3～0.5ha</p> <p>8.経営改善計画の認定の有無 有</p> <p>利用権を設定する土地 所在 多ノ郷字釜ノ坪甲 1678-1</p> <p>現況地目 田 面積 345 m²</p> <p>所在 多ノ郷字釜ノ坪甲 1678-2</p> <p>現況地目 田 面積 310 m²</p> <p>所在 多ノ郷字釜ノ坪甲 1679</p> <p>現況地目 畑 面積 52 m²</p> |
| | <p>設定する利用権 内容 ミョウガ</p> <p>期間 平成 29 年 12 月 1 日～平成 39 年 11 月 30 日 10 年間</p> <p>借賃 〇〇〇〇円</p> <p>借賃の支払方法 〇〇〇〇</p> <p>利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借</p> |

整理番号 29-22

利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○
農作業従事日数 270 日
経営耕地面積 農地 1,034 m²
利用権設定等面積 農地 988 m²
合計 農地 2,022 m²

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日
利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日

聴取確認欄

- 1.通作距離 20～30 km未満
- 2.権利の種類 賃借権設定（通年）
- 3.借受人の分類 個人 その他
- 4.貸付人の分類 個人
- 5.中核農家の該当の有無 有
- 6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望
- 7.経営規模 借人 0.3ha 未満 貸人 0.3～0.5ha
- 8.経営改善計画の認定の有無 無

利用権を設定する土地 所在 多ノ郷字中川甲 1017
現況地目 田 面積 988 m²

設定する利用権 内容 シシトウ
期間 平成 29 年 12 月 1 日～平成 34 年 11 月 30 日 5 年間
借賃 ○○○○円
借賃の支払方法 ○○○○
利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借

整理番号 29-23

利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○
農作業従事日数 270 日
経営耕地面積 農地 988 m²
利用権設定等面積 農地 1,034 m²
合計 農地 2,022 m²

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日
利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日

聴取確認欄

- 1.通作距離 20～30 km未満

| | |
|------------------------|---|
| <p>補足説明</p> <p>審 議</p> | <p>2.権利の種類 賃借権設定（通年）</p> <p>3.借受人の分類 個人 その他</p> <p>4.貸付人の分類 個人</p> <p>5.中核農家の該当の有無 有</p> <p>6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望</p> <p>7.経営規模 借人 0.3ha 未満 貸人 0.3ha 未満</p> <p>8.経営改善計画の認定の有無 無</p> <p>利用権を設定する土地 所在 多ノ郷字中川甲 1016</p> <p>現況地目 田 面積 1,034 m²</p> <p>設定する利用権 内容 シシトウ</p> <p>期間 平成 29 年 12 月 1 日～平成 34 年 11 月 30 日 5 年間</p> <p>借賃 ○○○○円</p> <p>借賃の支払方法 ○○○○</p> <p>利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借</p> <p>今回の利用権設定の合計面積は 3,704 m²です。</p> <p>以上です。</p> <p>中西係長</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号 29-20 は主たる経営作物はミョウガ、構成員は○人でうち○人が専従者となっております。受付番号 29-21 は主たる経営作物はミョウガ、構成員は○人でうち○人が専従者となっております。受付番号 29-22、23 の 2 件は同じ借受人で、借受人の主たる経営作物はシシトウ、構成員は○人でうち○人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、4 件とも適合すると考えます。第 2 号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第 2 号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第 3 号の要件は 18 条第 2 項第 6 号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたもので今回申請の 4 件すべてが対象ではありません、第 4 号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第 4 号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請 4 件全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>市川会長</p> |
| | |

| | |
|------|---|
| 意見 | <p>この件について、何か質問はありませんか。 なければどなたか意見ををお願いします。</p> <p>5 番森光委員</p> |
| 採決 | <p>議案第 5 号農用地利用集積計画について（諮問）、意見を申し上げたいと思います。今回の 4 件でございますが、別に問題はありませんので、答申を諮りたいと思います。</p> |
| 報告事項 | <p>市川会長</p> <p>別に問題もないから承認をとということでございますが、異議ございませんか。 「異議なし」多数</p> <p>異議がないようですので、議案第 5 号農用地利用集積計画について（諮問）は、承認することとして答申することとしたいと思います。</p> |
| | <p>国広次長</p> <p>報告事項（1）農地の時効取得について。上記のことについて、高知地方法務局須崎支局より下記のとおり所有権移転登記申請がなされた旨の通知を受理したので報告する。平成 29 年 11 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 1,200 m² 合計 1,200 m²</p> <p>番号 1 義務者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○ 権利者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市桑田山字榑ノ木甲 804 番 土地の表示 地目 田 面積 958 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市桑田山字榑ノ木甲 805 番 1 土地の表示 地目 田 面積 242 m²</p> <p>事由 登記原因日付 平成 5 年 6 月 16 日 時効取得受付 平成 29 年 10 月 24 日</p> <p>以上です。 市川会長</p> <p>その他の件で何かございませんか。 ないようでしたら本日の会議を終わらせていただきます。お疲れでございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 2 時 5 分</p> |

その真正なることを証して署名する。

議 長

4 番

5 番

